

2013・9

つるま法律倶楽部

ようやく朝晩の空気に秋の気配を感じられる季節となりました。

みなさまお変わりないでしょうか。

今後の行事予定をご案内いたします。多数のご参加をお待ちしています。

行事のご案内

① 第7回 昭和区平和のつどい

9月29日(日) 13時30分～16時30分(開場13時)

名古屋柳城短期大学体育館にて

講演 『語り継ぐ、平和への思い』

講師 作家 早乙女勝元さん

※詳細は同封のチラシをご覧ください。

※チケットを同封いたしました。このチケットで、つるま法律倶楽部会員は参加費500円のところ300円にて入場いただけます。どうぞお誘い合わせの上ご参加ください。なお、ご家族様多数の場合は当日受付へお申し出ください。チケットをお持ちでなくても会員参加費で対応いたします。



② 法律倶楽部文化講座

第2回 フラワーアレンジメント『クリスマスのアレンジ』

12月7日(土) 10時30分～12時

法律倶楽部会議室にて

講師 フラワーアドバイザー 内山早智子さん(法律倶楽部会員)

費用 花材代実費1500円程度

昨年も実施し大好評いただいた講座です。クリスマスの彩りにいかがでしょうか。

予約受付中です。事務所までお申し込みください。

③ 乗鞍高原温泉スキーバスツアー

2014年1月31日(金)夜御器所出発～2月2日(日)夕方着予定の2泊3日

定員 25名 実行委員長 宇都宮一光さん(法律倶楽部会員)

ただいま予約受付中です。詳細は事務所までお問い合わせください。

〒466-0015 名古屋市昭和区御器所通三丁目18番地
地下鉄御器所2番出口東へ徒歩2分

鶴舞総合法律事務所

TEL (052) 852-1220

FAX (052) 852-1227

エスティプラザ御器所4階

小野万里子法律事務所

TEL (052) 852-1336

FAX (052) 858-3851

6月から8月にかけて連続3回の憲法の基礎講座を開催しました。会員の方も多数ご参加いただき誠にありがとうございました。

この連続講座の要旨を紹介します。

「ニュースがわかるやさしい憲法のはなし」

つるま法律倶楽部世話人 水谷暎子

第1回目は6月29日（土）に開かれました。

1回目は、「憲法改正問題を自分の頭で考えたい。憲法が生まれたとき、動くとき」と題して鶴舞総合法律事務所の小島高志弁護士のお話でした。

小島弁護士は、近代憲法の原理の確立の歴史として、まず権力の座にあるものは権力を乱用し、権利が確立し根付くには長い時間、闘争を要することがイギリスの市民革命にいたる事実から導き出されると述べました。そしてアメリカ独立宣言、フランス人権宣言のたたかひの歴史から、

- ①憲法とは個人の尊厳と自由を根本原理としその確保を目的とする価値秩序であること
- ②権利保障と統治機構は目的と手段の関係にあること
- ③近代憲法は「統治に対する法的な制限」とそれによる「権利・自由の保障」を核心とする立憲的意味での憲法であることを説明されました。

そしてそういうものとして憲法は最高法規となり、その時その時の権力による容易な変更を防ぐため、一般の法律より厳格な改正規定を持つものであること、その意味で、現憲法の人類普遍の原理としている三大原理を簡単に変えることはできないと話されました。憲法とはそもそも何かという憲法の本質を理解する話で、とっつきにくい憲法が胸にすくとんと落ちました。

第2回目は、7月26日（金）に「貧困と格差を憲法から考える」と題した司法書士・社会福祉士の天野勲さんのお話でした。

*ここ20年、生活保護受給者は増え続けている

初めに憲法の保障する人権は「自由権」と「社会権」がメインであり、人権とは人が生まれながらに有する権利であること、自由権には精神的自由・経済的自由・人身の自由があること、資本主義憲法は基本的に自由権を中心に据え、それに社会権をプラスする内容になっていることの説明がありました。その上で、日本の相対的貧困率は、OECD加盟国34カ国中6番目、一人親家庭は2番目の高さであることが話され、貧困と格差の拡大を象徴しているのが生活保護受給者の増加であること、1992年から20年に及ぶ生活保護受給者の増加基調は初めてで、原因は、不景気とともに高齢化で無年金、国民年金の高齢者は増加し続けることにあるので、生活保護受給者は簡単には減少しないという話がありました。

*「朝日訴訟」の浅沼判決と憲法25条

本題の貧困と憲法25条では、憲法25条の1項、2項を再確認しながら朝日訴訟の東京

地裁の第一審判決（浅沼判決）を学びました。

主文 「厚生大臣の裁決はこれを取り消す」

「もし被告の設定した一般的基準そのものがその適用の対象である大多数の要保護者に対し生活保護法第8条2項にいう最低限度の生活の需要を満たすに十分な程度、すなわち「健康で文化的な生活水準」を維持することができる程度の保護の保障に欠けるようなものであるならば右基準は同項、同法第2条、第3条等の規定に違反し、ひいては憲法第25条の理念を満たさないものであって無効といわなければならない」

「最低限度の生活水準を判定するについて注意すべきことの一つは、現実の国内における最低所得層、たとえば低賃金の日雇労働者、零細農漁業者等いわゆるボーダーラインに位する人々が現実に維持している生活水準を持って直ちに生活保護法の保障する「健康で文化的な生活水準」に当たると解してはならないと言うことである」

この判決の後、東京高裁では厚生大臣の裁量権を認めて月600円は入院患者の最低生活の原理を満たすとし敗訴し、1967年、最高裁で敗訴が確定しました。

朝日訴訟は、1957年、療養所に肺結核患者として入院していた朝日さんが、兄から扶養料として月1500円送金されるようになったことから、従来受けていた月600円の日用品費の生活扶助費を打ち切り、900円は医療費の自己負担分の一部とする旨の保護決定に対して、厚生大臣を被告として600円の基準金額が憲法、生活保護法の規定する健康で文化的な最低限度の生活水準を維持するに足りない違憲・違法なものとして提訴したものです。

* 貧困と格差を放置しては平和は守れない

朝日訴訟は憲法25条を理想でなく現実生活を営む権利へと一歩進めました。

天野さんは最後に貧困と格差を放置しては平和は守れないと締めくくりました。

貧困と格差は人から優しさや思いやりを奪います。世界を見ても貧困と格差が戦争の温床です。何もせずして安心して暮らせる幸せな社会を実現できないことを実感しました。

第3回目は8月22日（木）に「世界からみる日本国憲法」と題した小野万里子弁護士のお話しでした。

小野弁護士は「セイブ・イラクチルドレン・名古屋」を立ち上げ、イラクの子どもの援助活動を10年間、続けています。今回は、世界的な視座で日本の憲法を考えるテーマでした。

初めに2005年に作られた「日本国憲法」という映画を鑑賞しました。この映画は、「あなたはこの宝物がみえますか？」とサブタイトルがついていますが、世界的な監督や著名人が映画の中で日本の憲法を語り、その動きについてメッセージを寄せてくれています。

N・チョムスキー ; 20世紀への逆戻りではなく野蛮な時代への逆戻り

J・ダワー ; 非軍事的問題解決の理想を体現するモデル、暴力行為に直接加担しないことで、大きな信頼を得た。

D・スミス ; 国家交戦権のもとで一人も殺していない。

日高六郎 ; 憲法「改正」は愚かなことだという国際的反響を忘れないで。

J・サマーハ ; 東アジアに「軍事力を行使しない」と宣言し信頼を得た。

班忠義 ; 9条の精神は、日本人だけでなく現代に生きる人類の知恵
韓洪九 ; 軍国日本への不安に歯止めをかけていたもの

この映画は、「憲法改正は国内問題でなく国際問題」ということを深く考えさせられました。

小野弁護士は、日本政府の歴史認識や、橋本従軍慰安婦発言そして最高の学府で学ぶ若者の戦争認識や東京、大阪で繰り広げられているヘイトスピーチ（民族差別発言行動）、中国脅威論など個別に広く、深く議論を起こしていくことが必要と締めくくりました。

自民党の改憲案で進めば、日本は1回目で学習した憲法が本来の持つ立憲主義の価値秩序を壊し、国家の品格を失い、民主主義国家としての信頼を全世界で失うことになります。

アフガニスタン、イラク、シリアなどこの間の直近の戦争、暴動で、破壊から生まれるものは「破壊の連鎖、憎しみ」だと多くの人を感じています。すべての人が「平和的に生存する」権利を持っており、地球上のすべての民族に平和的生存権がゆきとどくために日本の憲法を発信することが本当に大切だと思いました。

第3回目に小島弁護士から、国際的には「武力行使は違法」が常識、「戦争できる国」なんて国際法上はないというプリントが配られました。

憲法「改正」は動き続けています。秘密保全法や現憲法での集団的自衛権、武力行使の解釈など・・・。ニュースがわかるやさしい憲法の話シリーズは、3回で150人の人が参加されました。3回皆出席の人が10人あり、本当に勉強になった、身近になったなど好評でした。動いている憲法情勢のもとでまた続きの勉強会が企画できたらいいですね。

参加された高校生からの感想文です。

今、日本では憲法改正が話題になっていますが、私は国民として憲法についてきちんと知り、96条は必要なのか、改正は正しいのか、自分の考えを持ちたいと思い、この勉強会に参加させていただきました。憲法の勉強会というと、難しいのかな？と初めは不安でしたが、毎回とても分かりやすく、また面白くて、内容がスッと頭に入ってきました。日本国憲法を作った方々の想いや願いを学び、憲法が好きになりました。私は日本国憲法には良いところがたくさんあると思います！だから大切にしていきたいです。お話を聞く中で自分の意識の低さを感じることもありました。これからは今まで以上に憲法や法律のことを気にかけていようと思います。3回にわたって楽しいお話をありがとうございました。

